

# ワンポイント会計基準

## vol.304 「リースに関する会計基準」等の公表について

はじめに

2024年9月13日に、企業会計基準34号「リースに関する会計基準」、企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース会計基準等」）が公表されました。今回は、このリース会計基準等の改訂の経緯、適用時期についてご紹介いたします。

改訂の経緯等

2016年1月に国際会計基準審議会（IASB）より国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）が公表され、同年2月に米国財務会計基準審議会（FASB）より FASB Accounting Standards Codification の Topic 842「リース」（以下「Topic 842」という。）が公表されました。IFRS第16号及び Topic 842の公表により、我が国の現行のリース会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなりました。

企業会計基準委員会（ASBJ）は2023年5月2日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、2024年9月3日開催の第532回企業会計基準委員会においてリース会計基準等が承認されています。

リース会計基準等では、開発にあたっての基本方針としてリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが採用されました。借手については、原則としてすべてのリースについて、資産及び負債を計上することとなります。

適用時期

リース会計基準等では、適用時期について次のとおり定めています。

- (1) 2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

(2) ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。

以上